

議案第 132 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 31 号を第 34 号とし、第 11 号から第 30 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 3 号を加える。

- (1) しらさぎ運動公園多目的グラウンド 伊賀市下友生 3032 番地
- (2) しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場 伊賀市下友生 3032 番地 2
- (3) しらさぎ運動公園管理棟 伊賀市下友生 3032 番地 2

第 3 条中「第 17 号、第 20 号から第 22 号まで、第 24 号及び第 25 号」を「第 20 号、第 23 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 28 号」に、「第 16 号まで、第 18 号、第 19 号、第 23 号及び第 26 号から第 31 号まで」を「第 19 号まで、第 21 号、第 22 号、第 26 号及び第 29 号から第 34 号まで」に改める。

別表第 1 上野運動公園体育館の項の次に次のように加える。

しらさぎ運動公園多目的グラウンド	午前 9 時から午後 10 時まで	
しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場	午前 9 時から午後 5 時まで	夏季期間は、午後 7 時まで
しらさぎ運動公園管理棟	午前 9 時から午後 10 時まで	

別表第 3 上野運動公園体育館の項の次に次のように加える。

しらさぎ運動公園多目的グラウンドラウンド	屋内グラウンド	ゲートボール場	1コート 1時間	中学生以下	150	
				一般	300	
			その他	1/3面使用 1時間	中学生以下	450
					一般	900
				2/3面使用 1時間	中学生以下	900
					一般	1,800
		全面使用 1時間	中学生以下	1,350		
			一般	2,700		
		照明設備	1時間	20灯使用	250	
				40灯使用	500	
				60灯使用	750	
				80灯使用	1,000	
				100灯使用	1,250	
				120灯使用	1,500	
				140灯使用	1,750	
160灯使用	2,000					
180灯使用	2,250					
200灯使用	2,500					
220灯使用	2,750					
240灯使用	3,000					
しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場	ゲートボール場	1コート	1時間	中学生以下	150	
				一般	300	
しらさぎ運動公園管理棟	会議室1		1時間	中学生以下	250	
				一般	500	
				冷暖房	400	
	会議室2			1時間	中学生以下	250
					一般	500

	冷暖房	1時間	400
--	-----	-----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(管理の特例)

- 2 第2条第11号から第13号までに規定する体育施設は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1年を超えない範囲内に限り直営施設とすることができる。

(指定管理者の指定の期間の特例)

- 3 第2条第11号から第13号までに規定する体育施設の指定管理者を初めて指定する場合の指定の期間は、第5条の規定にかかわらず、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年間とする。